

平成25年度白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会小委員会会議録

平成25年10月 1日（火曜日）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 2時09分

---

○会議に付した事件

1. 特別委員会の調査方法について
  2. 特別委員会の次回開催日について
- 

○出席委員（6名）

小委員長 大 淵 紀 夫 君	副小委員長 吉 田 和 子 君
委 員 西 田 ・ 子 君	委 員 小 西 秀 延 君
委 員 山 田 和 子 君	委 員 及 川 保 君

---

○欠席委員（なし）

---

○説明のため出席した者の職氏名（なし）

総合行政局長	岩 城 達 己 君
総合行政局行政改革担当課長	須 田 健 一 君
総合行政局財政担当課長	安 達 義 孝 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

---

### ◎開会の宣告

○小委員長（大淵紀夫君） 白老町財政健全化に関する調査特別委員会小委員会を開会いたします。

（午後 1時00分）

---

○小委員長（大淵紀夫君） 協議事項は、特別委員会の調査方法、どのようにするかということと、次の特別委員会をいつ開くかと。この2点をきちつきょうは意思統一したいというふうに思います。必要であれば総合行政局からも人が来るようになっておりますので、その点含めて議論したいと思います。

きょう町長から一定の方向が出されました。来年度予算に直接かかわらないと思われるもの、もちろん議論は必要ですけれども、直接かかわらないという、若干時間の猶予があると思われたのは、病院以外、病院は1年間の経過を見るということですから、繰出金の問題等々がございまして、病院以外のものについては全て来年度予算にかかわるというふうに思えるわけでありまして。ですから、そこは総合的にやると。最終的にはもうちょっと遅くてもいいと思うのですけれども、基本的には11月いっぱいぐらいまで議論を詰めていくというような心構えで、特別委員会が開催されていくであろうというふうに思われます。

それで、今私が申しましたが大きなところですけど、どのような形で特別委員会を持っていくかというあたりをきょうはきちつと意思統一しておきたい。来年度予算にかかわるという部分を十分考慮した上で、どのような議論を進めるかというようなことで進めたいと思います。

局長、何か助言がありましたら。

○事務局長（岡村幸男君） 今回プランが出ましたので、基本的にはこのプランに沿って議論をしていただくということが前提かと思うのです。きょう一通り説明は受けておりますけれども、全体のスケジュールも考えて、当然きょうの説明だけではわからない部分とか、質疑応答をまずやっていただくことが必要かと思っています。

それをまず1章、1章は必要性に対しての考え方ですから、ここはさらっといくでしょうけれども、2章以降、計画期間とか、目標とか、3章の財政健全化に向けた重点事業です。それから個別の具体的な健全化対策に対してこれらも含めて質疑をしていく必要があると思います。

次の開催日にもよるのですけれども、できれば順を追ってこれらの一つずつ質疑していくという形をとっていただいたほうが、まずはよろしいのかと思います。

○小委員長（大淵紀夫君） 今局長からありましたけれども、きょう出されましたプランに沿って、一定の質疑、議会の議員さんそれぞれの自由討議含めてこのプランの良否や改善点等々も出されると思いますので、それは次回の1回ではちょっと無理だと思いますので、全体の流れを含めて、全体的な質疑をまず順次行くと。多分その中でいろいろな部分にかかわる意見が出ると思うのです。ですから、そこも十分考慮に入れて、まずは全体的な質疑を行うと。重点的な質疑は、どうしても必要な場合は、重点的な質疑、政策的な部分での質疑は、集中してや

る部分については集中してやると。例えば病院とか、重点課題でやるというふうにすると。そのようにしたほうがいいでしょう。わけがわからなくなってしまう。

全体を1回きちっとやって、その上で重点質疑を行うというふうにしていったほうがいいのかと思うのですが。どうですか。

岡村局長。

○事務局長（岡村幸男君） 全体的な質疑ということなのですが、どうしてもやはり個別の質疑に入っていくと思うのです。だから全体的にと言われても多分一つ一つに深く入っていくのではないかという感じがするのです。

○小委員長（大淵紀夫君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 及川です。委員長のおっしゃるとおりで私はよろしいと思うのですが、時間のかかる部分と、およそわかったと、了解したと。小さな部分あるかもしれないけれども、例えば町立病院の問題、それからバイオマスの問題、港の問題。こういう問題が大きいと思うのです。逆に個別に集中してやれるところ、これをある程度選定してあげたほうが逆にいいのかなと思っているのだけ。いかがでしょうか。

○小委員長（大淵紀夫君） ただいま及川委員からそういう意見が出ましたけれども、私が最初に言ったのは、財政まで1回やらないで、個別に入るというのはちょっとまずいと思います。全体の流れがわかった上で個別に入っていくか。最後まで1回質疑だけしたほうがいいのかというのが私の考えです。特に財政問題の最後に、財政の32年度、これ33年から黒字になるのです。現状延長型でいくと。そこまで切っているのです。ですから、そういうことも期間のスケジュールの中での議論になると思うのですが、そこら辺含めて全体を流して、今及川委員言われたように町立病院の問題、バイオマスの問題、港の問題、こういう部分、あと事務事業の見直し。これはまだ出ると思うのです。細かいところまでいろいろ出るかもしれません。出るかもしれませんが、そういうところ。ただ時間はそれほどかからないと思うのです。逆に言うと。事務事業の部分は。ですから大きな問題はもう一度きちっと集中議論をしますというようにして、最後に議会としてどう考えるかというまとめというか、理事者側、町側が入らない形の中できちっと自由討議を組織してもらって、ここでまとめをつくるという自由討議の部分と3段階ぐらいになるのかなという印象を私は持っております。

及川委員。

○委員（及川 保君） やるとすれば、日程的には10日以降と考えてよろしいですね。それしかないですね。

○小委員長（大淵紀夫君） 西田委員。

○委員（西田・子君） 私も今の意見で大筋はいいのではないかと思います。それで、個別の案件のところ、例えば町立病院の件があります。これ、町立病院のいただいた資料では、猪原院長の名前で概要計画が出されています。これ院長さんに来ていただいて質問するとか、そういうことはできないのでしょうか。そういうことなどもちょっと考えておく必要があると思うのですが。いかがでしょうか。

○小委員長（大淵紀夫君） それは、普通は出るのが当たり前なのです。議会に。ただ白老町の場合は今まで出ていないというようなことと、それから、慣習がそうあったということの中で出ていないと。あとは診療の関係が一番大きかったのです。今までは。何度も要請はしていますから。ですから、十分議会が出てくださいということ言えば、出ていただけたと思います。ただ診療との関係で、今非常に重要な時期に病院自身がありますから、診療に差し障りのない範囲でということであれば、それは受けていただけたと思います。これは全く問題ありません。手続的には全く問題ありません。院長であろうと看護師長であろうと、それはもう十分。看護師は1回出たでしょう。それは十分考えられます。相手の状況は考えてあげないといけなから、そこはこちらも合わせる部分が必要かもしれませんけど。

及川委員。

○委員（及川 保君） 及川です。今院長の出席のこと、西田委員のほうから出されましたけれども、実は私もそのことは非常に重要だと。今回のこのプログラム中でも、院長の決意が一応伝わっては来るのです。伝わっては来るのですが、やっぱりやるよと。本当にやるよという意気込みというか、その部分はぜひどこかの部分でやっていただければいいかなと。もしそれができないことであれば、診療の関係もありますから無理強いできないわけですから、夜間といいますか、6時以降の中でもやれる、やるということを考えていただければ非常にありがたいことだと思います。

○小委員長（大淵紀夫君） 今及川委員が言われたような条件なら、もっと可能性は高いというか、100%大丈夫ではないですか。

局長。

○事務局長（岡村幸男君） 院長に説明員としての出席ですから、それは、町側のほうときちっと事前にお話をしておいて、出席していただく時間をとってもらおうということは可能だと思います。

○小委員長（大淵紀夫君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。進め方がはっきり私には見えてこないの、もう一度確認したいのですけれども。このプラン案を基に第2章なら、第2章について質疑応答をし、また第3章においては、1点目の白老町立国民健康保険病院事業についての質疑応答をするというふうに押さえてよろしいのでしょうか。

○小委員長（大淵紀夫君） この出た案に対しての質疑応答を一度は行くと。そしてその後、当然、重点課題である町立病院やバイオマスや港というのは、すぐというわけにはいきません。それと予算の作成の関係もございますので、ずれこまないと思うのだけど、ずれ込むというわけにはいかないの、そこはバイオマスと港を先行してやるとか、そういう中で、病院の問題について言えば、方向は1年間ということを出ているわけですから、これは十分時間があると。繰出金以外のことでは問題ありませんので。ですから、そういう形でもし時間がかからなければいいのですけれども、かかる問題についてはやっぱり集中議論にしたほうがいいのではないかという意味です。ですから、一通りこれは最後まで、財政的にこういうふうになるというこ

との質疑をやってしまうということです。一定限度。そして、議員の皆さんの当然質疑であっても質疑ではなくて自分の意見が入っていてしゃべりますから、そこは集中的に、例えばよければ、病院とバイオと港ぐらいはやっぱりその項目に限ってやるというふうにしたほうが、議論が深まるのではないかという意味です。全局がわかってしまって、それぞれの議論をしたほうが、お金がこういうふうになるからこういう将来図だと。これは今のものを全部やったらこうなるという話だから、ここを押さえた上で、例えば議員さんの中で違う意見があったら、対案も必要です。ですから、そういうことのために、一通り1回質疑を行った後に大きな問題についてはやると。

そういうふうに言ってしまうと、例えば第三セクター債もそうです。どういう意味かということ、8,000万円しか出ないでしょう。20年にすれば1億円出るわけです。毎年1億円出るでしょう。1億2,000万円くらい出るのかな。平均すると。20年にしたらそれだけ出るわけだから、対案としては20年にしたらもっと楽になるでしょう。逆に言うと、こっちを復活するためには20年にしなさいという意見もあるわけです。そういうことをわかるためには、最後まで1回やってしまった上で個々の大きな問題をやったらいかかという意見です。病院の問題やります。バイオマスの問題やります。港の問題後で集中審議やりますよと言って入るという意味です。

吉田副小委員長。

○副小委員長（吉田和子君）　今回は財政にかかわることなので、やっぱり基本的なベースとして、それをやることによって財政はどのように動くのかということをも基本的にもたないと、その議論が空論化してしまったり、感情論だけで上滑りしたりする可能性もあるので、そういった点ではきちんと全体を把握して、資料にも載っていますので照らし合わせて、先ほど第三セクターの話出ましたけれども、10年から20年にして2,000万円くらいしか利息は変わらないのです。それで8,000万円とか違うから、本当にそれが効果的なものなのかということも議論として出てくるだろうと思うし、だから、特別委員会の委員長がこれからその辺の意見の集約とか、それはもうちょっとこの次詳しくやりましょうとか、進め方が大変かなと。どうしても深く、徹底して言い出す人もいますので、その辺のとめ方が大変かなと。それをちょっと懸念しているのですけれども、やっぱりある程度流れをつかんできちっとやって、きちっとそのことを皆さん徹底して、そして考え方をきちんともって議論してもらおう。だから、特別委員長も、そういう議論で個人的なこと、全体、全部の中で捉えて、本当に個別の議論をきちっとしななければならないという、議会の議論がすごく私は時間がかかると思っていますので、その辺の時間配分もきちんとしながらやっていかなければいけないと思っています。

だから、順序としては私もこれでいいと思っていますし、ただ委員長が進める進め方の中で、その辺で委員長がやっていく中で、何か不安に思うことはないのかということが一つと、その時間的な配分がどのようになっているかというのは、中で何回かまた、ある程度1回終わったら小委員会を開いて状況を判断して、日程のこともやっていかなければならないと思うのですが、そういうことの繰り返しで進めていかなければいけないのかと思いました。

○小委員長（大淵紀夫君）　小西委員。

○委員（小西秀延君） 確認ですけれども、今吉田副小委員長が言われたとおり、進め方を僕も十分把握しないといけないと思うので、まず全体で質疑応答、プランやりますと。そのときに、例えば今出ている病院、バイオマス、港。これは、集中審議は後でやります。はっきりさせた段階で、ただ思い入れのある方はそこでまたここはだめなのかとなると思うのです。確認したいこともまだあったというようなことが出てくる可能性もあると。確認等なら受け付けるという形で進んで、自分の意見を入れた意見具申や、中身を追求する質問等は集中審議にしてくださいという判断でよろしいか。その辺の確認です。

○小委員長（大淵紀夫君） 当然そうだと思います。これ、そういう意見が出ます。それは後ほど集中審議をしたほうが議会の側にとってもいいのではないのですかということと、もう一つは、最後にまとまるかまとまらないかは別にして、議会としての考え方、今回特別委員会報告というのはやはり、議会全体の一致したことについては、全体の意見として出さなければいけないと思うのです。一つの事をやるわけではないから大変だと思うのです。一致できる部分と一致できない部分が出てくるから。だけど、一致できる部分については自由討議の中で徹底的にその議論はやりますよということは、初めにきちんと言ったほうがいいです。質疑応答、プランに対して順次行いますと。

次に、町立病院、バイオマス、港、これでいいかどうか後でまた議論してもらっても、そのようにして重点質疑を行うということと、最後に自由討議は一致できる項目が多ければ多いほどいいわけだから、1日でも2日でも自由討議は徹底してやって、議会全体の総意としてこの健全化プランに対する議会の意見を反映しますという、この3本立てぐらいつくり上げましょうというようなことで、最初に委員長が言われたほうがいいのではないのかなというふうに、私自身はちょっと今考えたのです。自由討議と言わなくても、まとめの中でそれぞれ皆さんのご意見は100%聞きますということです。

及川委員。

○委員（及川 保君） 先ほどの吉田副小委員長の話もそうですけれども、今小委員長のお話も全くそのとおりでありまして、結果的に議会が最終報告をするときに、意見の一致を見ないものを羅列するわけにはいかないわけです。だから、そこはきちっと踏まえて報告しないと。何でもかんでも全て出されたものを入れるということは、まずあり得ないことですから、やはりその努力といいますか、ぜひ委員長もこうして進めていただきたいというふうに思います。

○小委員長（大淵紀夫君） 局長、何かあったら。

○事務局長（岡村幸男君） 私のほうからですけれども、重点事項として質疑を行うというのは、町立病院とか、バイオマス、港というふうに言われているのですけれども、まず全体に対して順を追って、第1章から第2章、第3章、第4章、全部で第6章までありますから、それぞれ章を区切って、次の会議ではそれぞれ質疑を行っていただくと。

1日目は、その質疑をできるところまでやると。この質疑は、基本は、意見は入れないということやっていたらいいと思うのです。そうしないと、どうしてもこれが非常に長くなってしまいうるか。質疑ですから、やはり基本は町側がどう考えているのか。このことによっ

てどうなるのだというようなことをきちんと確認するというのが質疑であって、ただすという、考え方をただすということですから、基本的に私はこう思うということは、自由討議ですか。そういう段階で入れる話なのです。絶対にだめだというわけではないです。相手の考えを引き出すためには、どうしてもそういうご自分のご意見というのも全くだめだということではないのですが、基本は内容を確認する。ただすという、そういう質疑を次の会議では行っていただくということで、1章から6章まで質疑を行っていただくと。

それが1回目で終わるかどうかわからないのですけれども、かかるかもわかりませんが、できるだけそういう中でやっていただくと。次の段階が、この質疑を受けてさらにもう少し詳しく、町側とやりたいということが、先ほど言われた重点事項に関することだと思っております、それは更にその詳しい資料が、資料1から資料6までついていますので、それも含めて更にもう一度、その重点事項として再度質疑を行うと。この質疑が終わった段階で、流れとして今度は当然議員の皆さんのご意見があると思っておりますので、ご意見を踏まえたこのプログラム案に対する考え方を討議していただくというような、最終的なそういう流れになっていくと思うのです。いかがでしょうか。

○小委員長（大淵紀夫君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 今局長、資料はまた別にとおっしゃったのですが、バイオマスのおきには資料も一緒に質疑応答に入れたほうが良いと思うのですが。

○小委員長（大淵紀夫君） そういう意味です。

西田委員。

○委員（西田・子君） 西田です。今の局長の説明で、特別委員会の中でやはりその辺を冒頭に各委員さんに言わないと、どうしても委員会というのは今まで結構意見と質問とを混ぜてやっている部分が非常に多かったのではないかと思うのです。ですから、会派に帰ってからその辺は徹底するよというお話はしたいと思うのですけれども、なかなか難しいかなと。

なぜそれを言うかという、最後の討論、議員同士の討論ということになりますね。そうなったときに、例えば役場側が誰もいない中で討論するということになったら、どうしても議員の立場としては、職員がいる前で、俺の気持ちはこのようなことを言っておきたいのだとか、私はこのようなことを言っておきたいという思いがどうしても出てしまうのではないかと思うのです。その辺をもうちょっと整理していただければありがたいと思います。

○小委員長（大淵紀夫君） 局長。

○事務局長（岡村幸男君） まず、質疑と意見が違うという部分、それは理解していただきたいと思います。質疑は基本的に先ほど言いましたように確認する、ただすと。内容を向こう側から考えを引き出すということの質疑だということをご理解いただきたいと思います。ただし、考え方を引き出すためにご自分の意見を言わなければならないということは、これは当然あり得るので、そこまで制限するものではないということです。ですから、その辺の伝え方が非常に難しい部分だと思うのです。どうしても往々にして意見が中心になってしまうということがあり得ますので、それはできるだけ控えていただきたいということが、事務局長としてはそう

いうお伝えをするしかないと思っています。

今西田委員が言われた、進行の段階でそのようなことがきちんと、特別委員長のほうから言うということについては、次第の中で、こういう形で進めますからということは、それは可能というふうに思います。ただ、その意見を言う場面はきちっとするのだということを保障しておかないと、議員の皆さんも納得が多分できないと思いますので、その辺は進行の中での整理になるのかなというふうに思いますので、冒頭進め方の中で小西委員長のほうからそのような形で言っていただくような考えはできるかと思います。

それと、そういう質疑を全体通して行った上で、先ほどお話ししましたとおり、さらに重点事項についてもっと深めるという部分も必要だと思いますので、それを行いますと。それから議員の皆さんが、自由討議に入ってこのプランに対してご自分の意見を言うという場合に、これも会議の運営の仕方かと思うのですが、説明員に退席していただいた上でのそういう自由討議ということも、今まではそういう形で進めていると思うのですが、決して説明員が退席しなくてもそれは可能な部分ですから、その辺も説明員がいたほうがいいのではないかということであれば、その辺は議論して決めていただければというふうに思います。

**○小委員長（大淵紀夫君）** 要するに、基本的には今局長が言ったことが基本です。ただ、議論というのは、そのような機械的なものではないです。はっきり言えば、それも当たり前です。ですから、全体を最初に質疑応答するというのは、全体を把握するという意味です。議員は全体を把握しないで部分の議論をしてはだめだと、そういう議論の仕方はだめだということです。

2回目の、重点質疑と言ってしまって、名前が何というのが正しいのかわからないけど、ここは重点質疑・討論にすればいいのです。そうすれば町側がいるところで幾らでも議論できるのです。幾らでも言えるのです。ここではやっぱり自分の考え方も述べなければだめですから。だから自由な質疑と討論を行うということです。ここ重点の場合。ですから、町立病院、バイオマス、港といいますけれども、三セク債もこれをやらなくてはだめだと。それから、事務事業の見直しも細かいところたくさんあるのだから一つずつやらなければだめだとなれば、それはそういうふうにやれば、自分の意見も町側に伝わるし、基本的には最後の部分がそうですから、町側が入っても構わないのです。ただ、ここはやはり、議員間で意思統一ができていなければだめなのです。意思統一できないことについては、まとめにしないわけだから。だからこのところはやはりぎりぎりの攻防戦になると思いますので、ここはやっぱり議員が本気になって議論して、これだけは絶対町にやってもらおうというものを何点か出すということになるわけだから、そこはやっぱりそのような形で押さえたほうが基本的にはいいのではないかと思います。ですから、大きな項目で議論するときは、質疑・討論でそれは町側にもどんどん言って構わないということで、やはり今までのことを全く変えてやるということではできないから、そのほうがいいのではないだろうか。一般質問になったらそうならないわけです。だから、僕はそういう形でやったほうがいいと思っていますので。3本柱でいくと。

山田委員。

**○委員（山田和子君）** 例えば、最後に議会の意思統一をするに当たって、三セク債を今は15



年で5年間繰り延べになっているところを、どなたかが20年にしたいとおっしゃった場合とか、あるいは、港を今3年間計画延長しましたがけれども、それはもっとさらに5年間延長するべきだという意見が出た場合に、その具体的な数字を決定する場合には、多数決ということになるのでしょうか。ならないのでしょうか。

○小委員長（大淵紀夫君） それは特別委員長の考えですけど、小委員会にそういうことになってくるかもしれませんが、基本的に、まとめる場合は多数決で決めたものをまとめにするということはちょっとあり得ないです。一般論で言えばそういう形ではなく、全会一致になるようなものが議会全体としての意見になるというふうに。絶対そうだとは言わない。多数決だって民主主義からいいのだけど、私はやっぱりそうでなければ議会が一枚岩になったとは言えないのではないかというふうに思います。うんとざっくりばらんに言えば、吉田副小委員長や及川委員や西田委員も知っていると思うのだけど、病院の特別委員会のときに4点一致したことは、町は守りました。

ところが、第一次の議会改革のときの固定資産税の値上げについては、議会は1.65にしようということできちんと意思統一はされたのです。全会一致で。しかしそれは現実には守られませんでした。町側はもちろん受け入れない中で、議会はそれでも議会として議員提案するかといったらできなかったのです。だけどそれをしたら予算組み換えから何から、全て我々がやらなければだめになりますから、そこまで責任負えるかという問題になるのです。

ですから、そこは今何を言いたかったかということ、議会で一枚岩になったことでも一致はできません。できないこともありますから、そこをきちっと議論を尽くすために、最後の自由討議というか、僕ら自由討議と言っているのだけど、まとめの意見を出し合うときはやっぱり本当に徹底して議論して、そして、自由討議で合意形成を勝ち取るという意味は、折れるところは折れながらきちっと合意を勝ち取るという意味ですから、どうなりこうなり自分の言うことを最後まで押し通すという意味ではないわけです。そこで合意形成を勝ち取るわけですから。ここが民主主義の一番大切なところで、議会活動の難しい部分です。ここが私は山になると思いますので、そういう意味でございます。ですから、あり得るかもしれない。それは否定できません。多数決というのはきちんとあるわけですから、小委員会の委員長としてはなるべくそれは避けたほうがいいのではないかと。議会運営委員会等もそうです。だけど最終的に多数決を取る場合もありましたから。そのように理解してください。

吉田副小委員長。

○副小委員長（吉田和子君） 先ほど小委員会委員長は言いましたので、私は全体で捉えて聞いて、それでいいか確認したいのですけれども、先ほど重点項目を3つ挙げていました。私は、町が財政健全化プランとして、これは町がこのようにやりたいというものを議会に持ってきたのです。議会はこれから基本的な部分、数値的な部分をきちっと理解して、議会として議論して出す。決まらなかったものは出さないと言いました。決まらなかったものは町のプランのとおりやってくださいという意味になります。なりますでしょう。だから、それはしたくないということになったら、やっぱりこの重点項目、町長がわざわざ9項目について述べています。

ただできれば、全体まとまらないにしても、議会としての考え方は、やっぱり対案があれば対案として示すべきだと思いますし、少数意見留保ではないけれど、やっぱりきちっと入れていかないと、そこは話し合いで決まらなかったのではということではなくて、大多数の意見でそういうふうにして出すべきではないかと。出すのはいいということになったら、やはりその重点項目の3項目は大事なのですけれども、ほかのほうも町民にかかわることが結構ありますので、そういう意味では、町長も9項目きちっと説明されましたので、議会としてもやっぱりきちっとしたある程度集約ができる方向性、努力するというを基本的に持っていかなければならないというふうに思っています。

○小委員長（大淵紀夫君） それはそのとおりです。今吉田副小委員長が言うとおりのです。ですから全員の合意が勝ち取れば、もし反対している人がいらっしゃっても附帯意見として載せるとか、それは議会としては十分できますので、ですから附帯意見として載せるべきであるということで議会が全会一致できればできるし、決して、少数意見を無視するとか、ないとかということじゃなくて、そこは十分配慮して議会としてやったほうがいいと思います。

ほかどうですか。よければ、基本的にはそのような形で進めるということと、日程を今決めて。岩城行政局長を呼んでください。日にちだけ決めたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

---

再開 午後 1時41分

○小委員長（大淵紀夫君） 会議を再開します。

御苦労さまでございます。何点か確認させていただきたいのですけれども、今議論の中で、きょう程調整しますから、ちょっと町側との日程調整も必要なものですから、そうなるのですけれども、10日過ぎから審議が始まるわけですけれども、最初にプラン全体の1章から6章まで、きょう初めていただいたものですから、なるべく個人的な意見を除いた質疑を1章から6章まで資料も含めて行いたいと。多分これは1日かかるでしょう。かかると思われます。その質疑をまず行くと。そのときはなるべく、個人の意見等々を述べられる方いらっしゃると思うけれども、少なくしていただいて、その後、町の予算にかかわる状況もございますので、そこも考慮しながら重点的に質疑・討論を項目別に行いたいと。例えばバイオマスや港、三セク債、なるかどうかわかりませんが、そういう部分含めて、町立病院等々の重点的なその質疑、討論とか町側に対する考え方を述べるということも含めて、一般質問的な部分もあるかもしれませんけれども、そんな形で行いたいと。その後一定期間として議会としての考え方を取りまとめたというふうに思っているわけですけれども、この最終的なめどをいつくらいまで町側は許される範囲でございましょうか。

岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） これまでも特別委員会で日程等をお示ししています。その中では11月中旬から11月下旬までにはまとめたというところでスケジュールはお示ししていま

す。ただ、きょう提示して、各議員、確認するという期間も必要ですし、今お話あった全体プランの質疑を経て、項目別に再度町の考え方の議論を深めていくということになると、相当な日数がまた必要になってくると思います。町側が今後の作業で問題出てくるというのは、26年度予算にどう反映、生かせるかという部分が出てきます。正直申し上げて予算査定は1月下旬までにまとめなければならないという作業になりますから、それをずっと積み上げてくると、逆算するとどんなに遅くとも年内には終えたいということが私どもとしての考えでございます。

○小委員長（大淵紀夫君） わかりました。基本は11月下旬をめどに行うと。しかし議論を煮詰める時間が必要であれば、最悪12月までには何とかつくれるということでもあります。

今私が述べたような形で、議会側は特別委員会を運営したいと。もちろん日程はなるべく詰めて、前に詰めて行いますけれども、そのような審議をしていくということはどうでしょうか。

岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） これは、議会といろいろ議論も重ねていかなければならないし、今どういう方向に最終的に落ちつくかわかりません。議会の総意として考えが提示されることは十分あり得ると思います。その部分で、私どもプランの修正も作業に入っていくということになれば、その部分も加味して12月いっぱいということで方針を決めると、日程を決めるということであれば、そういうスタンスの中で区切りを決めて、ここまではこういう作業をしよう、ここまではこういう作業をするというように小委員会のほうでまとめていただければ、そのように進めるということは可能でございます。

○小委員長（大淵紀夫君） わかりました。もう1点、例えば三セク債の関係でいえば、11月いっぱいには結論を出さなければいけないというふうに伺いましたけれども、そこはその日程に我々は合わせて結論を出すというようなことを含めて、そういうものがありましたら提示していただければ、そのようにしたい。

もう一つ、例えば病院の問題ですけれども、議員の受けとめ方は、1年間は病院の運営形態を確認するというふうなニュアンスで受けとめているのです。もちろんこの議論も12月までに結論を出したいと思っておりますけれども、そういう形でいえば、若干遅れても大丈夫かなというふうに思ったのですけれども。そこはどうでしょうか。

岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 1点目の三セク債の関係ですが、今回提示しました案がついている段階で、北海道、国に提出するというので、北海道にはちょっとお話しはしています。ですので、最終案が整備されると、仮に12月いっぱいになって間に合わないということがないように、案の段階で提出として結構ということになっています。最終成案は成案でまた送り込まなければならないと思うのですが、案の段階から議論という、こういう計画を立てるがゆえに、三セク債を繰り延べしたいということが今回の中に盛り込んでいますので、それで受けてくれるようお願いしています。

2点目の病院の関係ですが、きょう町長方針を公述したように、まず院長がみずから策定した改善計画、これはやっぱり重いものです。それをもうきょうからでもすぐやってくださいと

いうことは町長が院長に伝えまして、ここ1年間で改善計画を見ますと言っています。その結果で、改善計画どおりいけばそれで進めるという判断に立つのではないかと思いますし、それが全然到達できないということならば、その後の方針はそこでまた判断するという捉え方でいいので、26年度予算にはまずは継続して今回病院でつくった計画予算、それに沿う形になるというふうに考えています。

○小委員長（大淵紀夫君） わかりました。今議論したことをまとめてお尋ねしましたが、各委員の皆様方から討議の過程の中で町に聞いておくべきことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（大淵紀夫君） 皆さん、今のような形で議会は特別委員会を招集すると、実施していくということでもよろしゅうございますね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（大淵紀夫君） あとは日にちですけど。第1回目の最初に全体の質疑応答をやるという、16、17、18日が町の説明会です。15日は議会日程が入っているのです。それで、16、17、18日は不可能でしょうか。

岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 住民説明会は夜間ですので、日中の開催であれば問題ありません。

○小委員長（大淵紀夫君） 延会さえしなければ、特別委員長の采配で4時くらいに終わればいいということですね。わかりました。

局長、16、17、18日でやれる日がどこですか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時51分

---

再開 午後 2時04分

○小委員長（大淵紀夫君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程の確認をいたしたいと思います。10月16日10時から特別委員会を開催します。次に、10月22日、これは10時から終日会議を開きます。25日10時からお昼まで特別委員会を行います。議論する中身につきましては、16日と22日につきましては、健全化プランの1章から6章まで質疑応答を行いたいと思います。

その後、状況を見まして小委員会を持ち、順次、重点項目に対する質疑・討論をしながら行うというふうにいたしたいと思います。

最後に自由討議をきちっとして、11月末日をめどにしながら議会の意見もまとめていくと。しかし、最悪の場合は12月までというふうにいたしたいと思います。

最後に、きょうのものをみて、皆さん方でぜひ新たな資料の請求をしてもらっても構いません。きょうも3種類の資料が配付されておりますけれども、そういうものが必要であれば、順次言っていただければ資料を請求したいと。それは、この問題にかかわりのあるものであれば

事務局に直接言ってもらっても構いませんので、お願いしたいと思います。

局長。

○事務局長（岡村幸男君） 実は、会議の中でそういう資料を請求されることが往々にしてあるのです。これは、実は本会議でもそうですし、特別委員会とか、委員会もそうですけれども、基本的には認められないのです。ですから、議長なり委員長がそれはだめですということで終わってしまえばそれでいいことですが、そういうような仕切りをしない場合があって、それに対して町側は出しますという返事をしてしまうことがあるのですけれども、基本は、それはできないということをご理解いただきたいのです。

ですから今大渕小委員長が言われたように、事前にやはり十分検討されて、資料を要求していただきたいと思います。

○小委員長（大渕紀夫君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 資料請求ですけれども、議員という立場は、その通常の活動で十分資料請求できるわけですから、わざわざ本会議とか傍聴の人がいる中で求めることはないです。通常の議員活動の中でやっていただければいいと思います。

○小委員長（大渕紀夫君） ですから資料は、出せないものは別ですけれども、出せるものはどんどん出してもらいますから。

局長、何かありますか。

○事務局長（岡村幸男君） ありません。

○小委員長（大渕紀夫君） 西田委員。

○委員（西田・子君） 今回の改革プログラム、このプランの中身ですけれども、この中にもし、読ませていただいて、私すごくいい内容考えたのだけど、この項目以外にはないということは、そういうことはまた別になってくるわけですか。その辺だけ。

○小委員長（大渕紀夫君） 自由討議の中でどうぞ。ここの中での議論に当てはまるものが全くなければ、要するに対案を出したいという意味ですね。

西田委員。

○委員（西田・子君） そうです。

○小委員長（大渕紀夫君） 自分の案を出したいという意味ですね。それは自由討議の中でされても全然構わないと思います。ただ、この質疑の中では、もちろんどこか引っかかるものがあれば出してもらって構わないのです。議員ですから。

ただ、全く関係ない議論ではこれはどうにもなりませんので、委員長だって取り上げようがないから、だから、こういう対案を出して私はこういうふうなことをやればこれだけ財政が出るといいますといった意味のことですね。例えば。ですからそれは自由討議の中で十分出してください。また出せる部分があったらどうぞ。

西田委員。

○委員（西田・子君） わかりました。そういう全然関係ないことだったら自由討議のときに。

○小委員長（大淵紀夫君） もしそうであれば、そのほうがいいのではないかと思います。  
局長。

○事務局長（岡村幸男君） 質疑の中で、今いったような話は、例えば歳出の削減なのか、歳入の増加なのかちょっとわかりませんが、歳出の削減の項目で、西田委員がお考えなっていることがあるとした場合には、歳出削減の中にこういう項目があるけれども、この項目のほかにこういうことは考えられないでしょうかという、そういう質疑の仕方でもいいと思います。それはご自分の意見ではありませんから。私はこういうことは絶対必要だと思う。だから、こういうことをやったらどうだということ、これは意見が入るからだめですということを私は言っているのです。ですけれども、こういう考え方はできないでしょうかということ、あくまでも質疑ですから、それは構わない部分です。

○小委員長（大淵紀夫君） ほかにありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

#### ◎閉会の宣告

○小委員長（大淵紀夫君） それでは、小委員会を以上で閉会いたします。

（午後 2時09分）